

# 令和4年度 第11回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年9月28日（木） 午後3時00分から3時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也  
委 員 中 本 久美子  
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事 務 局 長 川 本 晴 彦 次長兼給与課長 前 田 俊 和  
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝  
係 長 足 立 陽 子 係 長 山 口 玲 夏
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（育児休業関係）

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

人事委員会規則等（育児休業関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

以下のとおり規則及び定めの一部を改正する。

- 1 改正する規則等の名称
  - (1) 職員の育児休業等に関する規則
  - (2) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
  - (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
  - (4) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
  - (5) 育児休業等制度の運用について
  - (6) 期末手当及び勤勉手当の運用について

## 2 改正の概要

令和3年8月に人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律等についても国家公務員に準じた改正が行われ、職員の育児休業等に関する条例が改正されることから、当委員会所管の関係規定について国家公務員に準じた改正を行う。

### 【人事院の意見の申出等を踏まえた今回の改正内容】

- 1 育児休業の取得回数制限の緩和
  - ① 育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする。
  - ② ①の原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする。
- 2 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮
- 3 非常勤職員について、次の措置
  - ① 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
    - ・ 子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までに任期が満了等することが明らかでない場合（現行：子が1歳6が月に達する日まで）に緩和。
  - ② 子が1歳半以降の育児休業の取得の柔軟化
    - ・ 夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。
    - ・ 育児休業の請求期限を2週間前まで（現行：1か月前まで）に短縮
- 4 期末手当及び勤勉手当について、子の誕生日から8週間以内にする育児休業とそれ以外の期間の育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が1か月以内であるものは除算（減額）の対象とならないこととする。
- 5 育児参加のための休暇(※)の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大  
(※) 妻が出産する場合に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するための休暇

## 3 規則等の主な改正内容

### (1) 職員の育児休業等に関する規則

- ① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とできる場合に、育休条例第3条第1項第1号から3号までに掲げる事情(※)を追加。  
(※) 他の子の育児休業を承認するための育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡したこと等
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮。
- ③ 非常勤職員の子が1歳半以上の期間における育児休業の請求期限について、2週間前まで（現行：1か月前まで）に短縮。ただし、子の1歳半到達日以前までに請求する場合に限定。

### (2) 育児休業等制度の運用について

- 育児休業等計画書を削除し、育児短時間勤務計画書を追加。

### (3) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則、期末手当及び勤勉手当の運用について

- 出生後8週間以内の育児休業とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が1か月以下であるものは除算（減額）の対象とならなくする。

### (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- 育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大。

#### 4 施行日

令和4年10月1日

#### 【質疑等】

委員：育児休業が原則2回まで取得可能となることについて、確認だがこれは男女平等に、1回の長期取得も2回に分割しての取得も可能という理解で間違いないか。

事務局：ご指摘のとおり父親と母親で違いはない。

#### 六 次回人事委員会の開催

令和4年10月5日（水）午前10時00分から開催することとした。